

## 意見書

西企営第38号  
平成23年6月17日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 540-8511  
(ふりがな) おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう ばん ごう  
住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号  
(ふりがな) にしつっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ  
氏 名 西日本電信電話株式会社  
おおたけ しんいち  
代表取締役社長 大竹 伸一

「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」改正案に関する当社意見

接続料を設定する事業者が実施するスタックテストの検証区分にビジネスイーサワ  
イドを追加することについて

### （当社意見）

イーサネットフレーム伝送機能については、N G Nの接続ルールに係る情報通信審議会答申（平成20年3月）に基づき平成22年度よりアンバンドルを実施していますが、現時点で他事業者様からの接続要望はありません。

これは、

- ・ イーサネットサービスの市場シェアは、N T T東：20. 3%、N T T西：12. 9%に対して、K D D I 殿のシェアは21. 1%となっており（2010. 3末時点）、競争が十分に進展していること
- ・ イーサ装置の価格は1台当たり百万円から数百万円程度であり、当社又は電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれらを利用してサービスを提供していること

によるものと考えます。

従って、イーサネットフレーム伝送機能については、そもそもアンバンドルの必要性は無く、スタックテストによる接続料の水準の検証も不要であると考えます。

なお、メガデータネットについても今回のガイドライン改正案においてスタックテストの対象外とされました。同様に、公衆電話、番号案内、フレッツI S D Nについても、年々需要が減少傾向にあり、利用者の影響に及ぼす度合いが低くなっていることから、接続料水準の妥当性を判断する必要性も相対的に低下していると考えられることから、スタックテストの対象外とすることが適当であると考えます。